た若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める量とする。

(イ)　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の原材料起源排出量を平均した量

(ロ)　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の原材料起源排出量

(ニ)　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。）

(三)　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。）

(四)　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の原材料起源排出量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度の原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、原材料起源排出量を１年分に換算した量を各年度の原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。

⑨　⑦の(ヒ)及び(ハ)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を割当年度の基準原材料起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準原材料起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の原材料起源排出量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した値とする。

(一)　災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(二)　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(三)　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑩　基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出するに当たって、エネルギー起源排出量又は原材料起源排出量が算定できない場合には、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定める方法によりエネルギー起源排出量又は原材料起源排出量の推計値（以下この⑩において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

(一)　特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を推計する場合　次の(イ)から(ハ)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める方法

(イ)　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(ロ)　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

(ハ)　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

(二)　特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を推計する場合　次の(イ)から(ハ)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める方法

(イ)　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(ロ)　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

(ハ)　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

別表第３（第５条関係）

二酸化炭素の種類	算定式
副生燃料起源二酸化炭素	割当年度における基準副生燃料起源排出量に、１から0.003に副生燃料起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準副生燃料起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に届出を行っている年度の数をいう。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量

（備考）

①　割当年度における基準副生燃料起源排出量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。

(一)　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（②に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（②に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量